

令和2年第3回教育委員会会議録

日時：令和2年3月17日（火）

午後4時開会

場所：教育委員会室

出席委員
委員 中村 光一
委員 滝澤 多佳子
委員 富田 昌平

出席者
教育長 倉田 幸則
教育次長 宮田 雅司
学校教育・人権教育担当理事 田中 寛
教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 下里 秀紀
給食担当参事 真柄 利光
教育推進担当参事（兼）学校教育課長 片岡 長作
教育研究支援担当参事 伊藤 雅子
青少年・公民館事業担当参事 青山 友理子
学校教育課幼児教育課程担当副参事 瀬古口 あゆみ
教育研究支援課長
（兼）教育研究支援課授業改善担当副参事 川原田 元
人権教育課長 金児 由美
生涯学習課長
（兼）津城跡整備活用推進担当副参事 米山 浩之
生涯学習課青少年担当副参事
（兼）青少年センター所長 小島 広之

教育長 令和2年第3回教育委員会を開催します。傍聴はございません。本日の議案の概要説明をお願いします。

教育次長 それでは、本日の議案の概要でございますが、第7号 津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園則の一部の改正について、第8号 津市学校運営協議会規則の一部の改正について、第9号 津市社会教育指導員設置等に関する規則等の一部の改正について、第10号 令和元年度津市一般会計補正予算（第11号）＜教委所管分＞について、4件の議案について、審議をお願いします。詳しい内容につきましては、それぞれの担当課長から説明させますので、よろしくをお願いします。

教育長 本日の議案は、お手元の事項書のとおり、議案第7号から議案第10号の議案4件です。議案第10号につきましては、津市教育委員会会議規則第16条第1項第2号に該当するため、非公開としたいと思いますがいかがでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 御異議ないようですので、非公開と決定します。

議案第7号 津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園則の一部の改正について

議案第7号 公開で開催

議案第7号 原案可決

議案第8号 津市学校運営協議会規則の一部の改正について

議案第8号 公開で開催

議案第8号 原案可決

議案第9号 津市社会教育指導員設置等に関する規則等の一部の改正について

議案第9号 公開で開催

議案第9号 原案可決

議案第10号 令和元年度津市一般会計補正予算（第11号）＜教委所管分＞について

議案第10号 非公開で開催

議案第 1 0 号 原案可決

教育長 それでは、まず公開事案の審議に入りますので、議案第7号津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園則の一部の改正について、事務局から説明をお願いします。瀬古口副参事。

学校教育課幼児教育課程担当副参事 議案第7号 津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園則の一部を改正する規則について、説明させていただきます。

まず、1ページが改正文でございます。2ページ以降が新旧対照表となっております。改正理由といたしましては、津市立学校設置条例の一部改正に伴い、令和2年3月31日をもって津市立椋本幼稚園及び津市立安西・雲林院幼稚園を廃止することから、所要の改正をするものです。改正内容といたしましては、津市教育委員会公印規則において、幼稚園印及び幼稚園園長印の数を現行の28から26に改めようとするもので、また、津市立幼稚園則において、2園を削除しようとするもので、施行は令和2年4月1日です。以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

教育長 芸濃子ども園開園に関わっての関連事項ですけれども、御質問等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。それでは、議案第7号につきまして、原案の承認ということでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 ありがとうございます。御異議なきようですので、議案第7号につきましては原案どおり承認といたします。続きまして、議案第8号 津市学校運営協議会規則の一部の改正について、事務局から説明をお願いします。川原田課長。

教育研究支援課長（兼）教育研究支援課授業改善担当副参事 議案第8号 津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について、御説明させていただきます。

1ページ目が改正文でございます。2ページ目が新旧対照表となっております。改正理由といたしましては、学校運営協議会を規定している地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、当該協議会の規定が第47条の6から第47条の5に改められたことに伴って、所要の改正を行うものです。改正内容としましては、津市学校運営協議会規則の第1条及び第9条に規定されている地方教育行政の組織及び運営に関する法律の条数を、第47条の6から第47条の5に改正しようとするもので、施行は令和2年4月1日です。以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

教育長 法改正に伴う条文整理であります。御質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは御質問等ございませんので、議案第8号につきまして、原案どおり承認ということでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 ありがとうございます。御異議なきようですので、議案第8号につきましては原案どおり承認といたします。

続きまして議案第9号 津市社会教育指導員設置等に関する規則等の一部の改正について、事務局から説明をお願いします。米山課長。

生涯学習課長（兼）津城跡整備活用推進担当副参事 議案第9号 津市社会教育指導員設置等に関する規則等の一部改正につきまして、御説明させていただきます。今回の改正内容につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、令和2年4月1日から現行の社会教育指導員、青少年センター相談員及び人権教育指導員が会計年度任用職員に移行することに伴い、所要の改正を行うものです。3ページ目から5ページ目が新旧対照表になります。

社会教育指導員につきましては、現行の第5条の全部改正を行い、見出しを身分とし、条文を指導員は地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする、としております。現行の第5条にあります任期などの規定や第6条につきましては、地方公務員法など上位の法律、条令などの定めに従うことになることから必要なくなるものでございます。

青少年センター相談員につきましても、現行の第5条第3項にあります非常勤を地方公務員法の根拠条項とともに会計年度任用職員に改めます。また、第4項、第5項につきましては、会計年度任用職員に関する法律や法令などの定めに従うことになるため、これを削除いたします。

人権教育指導員につきましては、現行の第4条の見出しの部分と条文にある委嘱を、任命に改めます。また、現行の第6条では、身分について非常勤特別職とありますが、これを地方公務員法の根拠条項とともに会計年度任用職員に改めます。また、現行の第5条の任期などの条項につきましては、会計年度任用職員に関する法律や条例などの定めに従うことになるため、全文を削除いたします。なお、この規則の施行日は令和2年4月1日を予定しております。以上で説明を終わらせていただきます。御審査のほど、よろしく申し上げます。

教育長 会計年度任用職員制度の創設に関わってのことですが、御質問等ござ

いましたらお願いいたします。滝澤委員、どうぞ。

滝澤委員 よろしいでしょうか。このように身分が変わることによって待遇は従前よりもよくなるという理解でよろしいでしょうか。

教育長 どうですか、米山課長。

生涯学習課長（兼）津城跡整備活用推進担当副参事 会計年度任用職員制度への移行に伴いまして、期末手当、いわゆるボーナスが支給されたり、それから通勤手当についても、今でもよりも充実した手当がついたりということで、一部正規職員と同じようなかたちで手当が支給されると聞いております。

教育長 どうぞ。

滝澤委員 こういう方が不安定な職ではなくて、しっかりと位置付けられるということはいいことだと思いますので、よろしくをお願いします。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは議案第9号につきまして、原案どおり承認ということでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 ありがとうございます。御異議なきようですので議案第9号につきまして、原案どおり承認といたします。

それでは、続きまして非公開事案の審議に移りたいと思います。ここから非公開といたします。それでは、議案第10号 令和元年度津市一般会計補正予算（第11号）＜教委所管分＞について、事務局から説明をお願いします。下里参事。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 教育総務課長でございます。議案第9号令和元年度津市一般関係補正予算（第11号）＜教育委員会所管分＞につきまして、御説明を申し上げます。第1章でございますが、歳入、歳出予算の総額に歳入歳出、それぞれ6億3,915万1千円を追加し、歳入歳出総額を110億6,202万6千円としようとするものでございます。

恐れ入りますが、5ページを御覧いただきたいと思います。それでは順に御説明を申し上げます。第10款 教育費 第2項 小学校費 第2目 教育振興

費は、4億7万円の増額で、教育指導活動支援事業4億7万円の増額は、令和2年3月5日に公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金につき内示があったことから、児童生徒1人1台端末環境の整備を進めるため、市内全小学校において、校内無線LAN整備及び電源キャビネットの整備を行うための委託料等でございます。

第3項 中学校費 第2目 教育振興費は、1億9,848万円の増額で、教育指導活動支援事業1億9,848万円の増額は、小学校費と同様で、市内全中学校及び義務教育学校において、校内無線LAN整備及び電源キャビネットの整備を行うための委託料等でございます。

第5項 社会教育費 第1目 社会教育総務費は、4,060万1千円の増額で、放課後児童健全育成事業4,060万1千円の増額は、新型コロナウイルス感染症への対応として、令和2年3月2日午後から小学校を臨時休校としたことに伴う放課後児童クラブ運営等補助金でございます。以上で説明を終わります。御審査のほど、よろしく願い申し上げます。

教育長 ただ今の議案第10号の説明につきまして、御質問等ございましたらお願いいたします。中村委員、どうぞ。

中村委員 校内LANの整備の範囲と言いますか、どの程度まで入るのか、わかったら教えてください。

教育長 川原田課長。

教育研究支援課長（兼）教育研究支援課授業改善担当副参事 津市内の69校の学校が対象になりまして、中身としましては校内のLANケーブルを国の標準仕様書に合わせまして、高速のLANケーブルにするとともに、アクセスポイントを今までは廊下に、2教室に1つということをつけていたわけですが、それを各教室の中にアクセスポイントを1つずつ置いて、40人が同時に使用できる環境、これは国の標準仕様書に沿って1人1台端末の配置に合わせた内容の工事を予定しております。

教育長 中村委員、どうぞ。

中村委員 ありがとうございます。回線はどうなるのですか。外からの回線は何を使われるのですか。

教育長 はい、川原田課長。

教育研究支援課長（兼）教育研究支援課授業改善担当副参事 従来の津市の学校教育ネットワークの回線を使います。

中村委員 はい。

教育長 はい、どうぞ。

中村委員 そうすると、従来から速さとかそういうのは変わらないということですか。

教育長 はい、川原田課長。

教育研究支援課長（兼）教育研究支援課授業改善担当副参事 従来から1GBで各学校から集約したものをZTV回線で集約して津市学校教育ネットワークとしていたわけですが、最大速度は1GBのまま変更はありません。今回、校内に引くネットワークケーブルというのは、1度引いたら20年、30年はもつということですので、国が将来、超高速の時代になっても対応できるようにということで、最大10GBに対応できるようにしております。ただし、アクセスポイント等は耐用年数が5年から10年で、加えて価格が高いということで、校内のケーブルは将来を見越して10GBのケーブルにしていますが、機器は1GBのものにしており、速度については1GBということになります。

教育長 はい、どうぞ。

中村委員 ありがとうございます。学校は全て、そのZTV回線ということでしょうか。

教育長 川原田課長。

教育研究支援課長（兼）教育研究支援課授業改善担当副参事 ZTV回線になります。

中村委員 ありがとうございます。

教育長 よろしいでしょうか。滝澤委員、どうぞ。

滝澤委員 放課後児童クラブの補助金なのですが、これは手を挙げたクラブが対象なのか、全放課後児童クラブが対象なのか。どういうふうに支給することになるのでしょうか。

教育長 はい、小島副参事。

生涯学習課青少年担当副参事(兼) 青少年センター所長 青少年担当副参事でございます。通常、放課後の活動になっていたわけですが、臨時休業中、緊急に午前中から開所しているクラブが多数ございまして、そういったクラブが対象になります。

教育長 よろしいでしょうか。滝澤委員、どうぞ。

滝澤委員 今、何クラブぐらいありますか。

教育長 どうですか。小島副参事。

生涯学習課青少年担当副参事(兼) 青少年センター所長 55から58クラブです。補助金のメニューがいくつかございまして、その補助金に該当する活動をやっているところに補助金を交付していくことから、55から58となっております。

滝澤委員 すみません。

教育長 どうぞ。

滝澤委員 全児童クラブの数は、いくつですか。

教育長 はい、小島副参事。

生涯学習課青少年担当副参事(兼) 青少年センター所長 全部で69になっております。

滝澤委員 10クラブぐらいは午前中から預かるという対応ができていないと

ということですね。

教育長 開所の状況を説明してもらえますか。はい、小島副参事。

生涯学習課青少年担当副参事(兼)青少年センター所長 開所の状況としましては、全てのクラブが午前中から実施しているわけではなく、体力のあるクラブと申しますか、朝から支援員を配置できるところは朝から開所しています。一方、支援員が不足しているとか、急に対応できないというところは午後からの開所、一部は開所しないというクラブもございまして、全てのクラブが午前中から開所しているわけではございませんので、補助メニューによっては全てのクラブに該当しないということがございます。

教育長 続いてどうぞ。

滝澤委員 この該当しない、対応できないクラブに地域性はありますか。例えばこの地域はできないとか。

教育長 地域的に偏りがあるということはあるですか。はい、小島副参事。

生涯学習課青少年担当副参事(兼)青少年センター所長 特にその偏りはございません。クラブ独自の御判断です。

滝澤委員 全市的に、この地域はだめだけこの地域は全部開校しているということではなくて、その10クラブが全市にバラバラにあるということよろしいのですか。

教育長 どうですか。はい、小島副参事。

生涯学習課青少年担当副参事(兼)青少年センター所長 全市的にその偏りがあってこのエリアがということではなく、まばらと言いますか、特に、例えば久居地域で固めて開所していないとか、そういったことはございません。

教育長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。はい、富田委員。どうぞ。

富田委員 先ほどおっしゃった小学校、中学校のICT環境の整備なのですか

ど、具体的に活用できるようになるのはいつぐらいからを予定されているのですか。

教育長 はい、川原田課長。

教育研究支援課長（兼）教育研究支援課授業改善担当副参事 令和3年の2月の稼働を予定しているところでございます。

富田委員 1年後ということですね。

教育長 よろしいでしょうか。ほかはいかがでしょうか。それでは議案第10号につきまして原案どおり、承認ということでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 ありがとうございます。御異議なきようですので、議案第10号につきまして原案どおり承認いたします。